

令和元年6月25日

申請者各位

お知らせ

令和元年6月25日から「建築基準法の一部を改正する法律」の施行に伴い、「確認申請書」、「計画変更申請書」（建築物、昇降機、昇降機以外の建築設備）、「仮使用認定申請書」、「建築工事届」、「中間検査申請書」及び「完了検査申請書」の様式の一部が変更になります。

主な変更の内容につきましては、下記をご参照ください。

記

1. 主な変更点

- ・確認申請書（建築物）第四面 5～7欄（5欄 変更、6・7欄 追加）
- ・建築工事届 建築主の押印削除
- ・その他 条ずれ

※変更・追加箇所を赤字表示

【5. 主要構造部】

- 耐火構造 建築基準法施行令第108条の3第1項第1号イ及びロに掲げる基準に適合する構造
- 準耐火構造（準耐火時間： 分）
- 準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造（ロー1）
- 準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造（ロー2）

【6. 建築基準法第21条及び第27条の規定の適用】

- 建築基準法施行令第109条の5第1号に掲げる基準に適合する構造
- 建築基準法第21条第1項ただし書に該当する建築物
- 建築基準法施行令第110条第1号に掲げる基準に適合する構造

【7. 防火地域又は準防火地域における対策の状況】

- 延焼防止建築物 準延焼防止建築物 その他
-

2. 変更の時期

令和元年6月25日以降に確認・計画変更申請（建築物、昇降機、昇降機以外の建築設備）、仮使用認定申請、中間・完了検査申請を行う場合は新書式にてご申請をお願いします。

なお、現在事前申請中で「本受付」が6月25日以降になる場合は、申請書を差し替えて頂く必要がありますので、ご注意ください。

以上

九州住宅保証株式会社